

仕様書

1. 件 名 診断・治療用放射性薬剤の性能評価に関する研究補助業務労働者派遣契約 【有期プロジェクト業務】

2. 目 的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量研」という。）で行っている診断・治療用放射性薬剤の開発に関する研究補助を行うとともに、種々の細胞・モデル動物などを用いて放射性薬剤の性能評価を行う。

本件は、福島国際研究教育機構から委託を受けて行われる事業の一部であり、2030年3月末日迄が最長期目となる有期業務である。

3. 業務内容

本業務に係る作業は、先進核医学基盤研究部所掌の以下の作業エリア（放射線管理区域を含む）にて実施されるものである。

- (1) ポジトロン棟
- (2) 分子イメージング棟
- (3) 環境放射線影響研究棟

具体的な作業は、以下のとおり。

- (1) 放射性薬剤の調製を行い、マウス、ラットなどの尾静脈に投与する。
- (2) マウス、ラットなどの動物を用い、全身組織・臓器における放射能分布などを調べるために、解剖実験を行う。
- (3) 小動物PETスキャナーを操作し、全身や局所のイメージングを行う。
- (4) 放射性薬剤の性能評価のために、モデル動物（担癌モデルなど）の作成及び採血を行う。
- (5) 動物から組織を摘出し、包埋、薄切、染色までの操作を自ら行う。
- (6) 動物から摘出した組織に対して、PCR、ウエスタンブロッティング及び免疫染色などの実験を自ら行う。
- (7) 実験で取得した画像の解析を行う。
- (8) 実験データを整理し、必要に応じて統計などの処理を行う。
- (9) 動物飼育、動物実験の前準備、技術支援及び片付けなどの補助業務を行う。

4. 必要な要件

- (1) 理系大学あるいは専門学校の生化学、化学、農学、動物学などの分野を卒業していること。又は同等以上の知識を有すること。
- (2) 動物実験（動物尾静脈投与、免疫染色、組織病理学につきましては、包埋、薄切、染色までの組織切片作成など）に実務経験を有すること。

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

6. 就業場所

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構

量子医科学研究所 先進核医学基盤研究部

千葉市稲毛区穴川 4-9-1

電話番号：043-206-4039

ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等

7. 組織単位

量子医科学研究所 先進核医学基盤研究部 標識技術・プローブ開発グループ

8. 指揮命令者

量子医科学研究所 先進核医学基盤研究部 標識技術・プローブ開発グループリーダー

9. 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

10. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、その他量研が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、量研の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

11. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間：8 時 30 分から 17 時まで（休憩時間 60 分を含む）

(2) 休憩時間：12 時から 13 時まで

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

また、必要に応じ、国内外の出張を依頼する場合もある。

派遣者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

12. 派遣先責任者

千葉管理部 庶務課長

13. 人員 1 名

派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は交代要員を配置させる等、担当職員と協議を行い必要な措置を講ずること。

14. 派遣労働者を受注者における無期雇用者若しくは60歳以上の者に限定するか否かの別
・限定しない

15. 服務等

- (1) 派遣労働者は、量研千葉地区放射線障害予防規定およびその細則を厳守するものとする。
- (2) 派遣労働者は、労働安全衛生法（電離放射線障害防止規定）を厳守するものとする。
- (3) 派遣労働者は、業務上知り得た情報を第三者に開示してはならない。
- (4) 業務遂行上得られた特許等知的所有権は、量研に属するものとする。
- (5) 一般健康診断及び、実験動物の取り扱いにかかるアレルギー検査・血清保存については派遣元が負担し、特殊健康診断については量研負担とする。
- (6) 在宅勤務において通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

16. 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類を提出すること。

(提出先及び提出部数：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」に各1部提出)

- (1) 仕様書「4. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料（派遣開始前までに）
- (2)労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
- (3)派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
- (4)派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5)派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (6)派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）

※届出日付又は取得日付を含む。但し、不要な個人情報は黒塗りとすること。

(7)その他契約上必要となる書類

※上記（5）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

17. 検査条件

毎月履行完了後、量研職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

18. その他

- (1) 業務に必要な備品、消耗品は量研で支給する。
- (2) 当該業務に必要な光熱水量及び電話代は、量研で負担するものとする。但し、極力無駄な消費

は避けること。

- (3) 出張を依頼する場合、出張に伴い生じる交通費及び宿泊費は、量研で負担するものとする。
- (4) 放射線管理区域で使用する靴、作業衣等については量研で提供する。
- (5) 業務遂行上派遣労働者が被った被害は、量研の原因により生じた災害を除き量研は一切の責任を負わないものとする。
- (6) 量研への通勤は、公共交通機関を利用することとし、車通勤は認めない。
- (7) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (8) その他、本仕様に疑義が生じた場合、派遣先、派遣元双方が協議の上処理するものとする。
- (9) 派遣元は、量研が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか量研の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (10) 派遣元は、派遣者に欠務が生じるときは直ちに量研に連絡するものとし、速やかに交代要員を派遣すること。
- (11) 派遣元は、派遣者が放射線作業従事者として登録するために必要な教育（業務後、量研が実施すべき科目を除く。）を受講させること。
- (12) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、量研の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。また特に次の事項に注意しなければならない。
 - ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、量研外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
 - ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

19. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

20. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、量研と協議のうえ、その決定に従うものとする。

部課（室）名： 量子医科学研究所 先進核医学基盤研究部
氏 名： 張 明栄